

【家計急変用】「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（県外高等学校等在籍者）

申請者氏名

高校生等は平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

高校生等は就学支援金の受給権者または学び直し支援金の支給対象者に該当しますか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

家計急変による経済的理由から、「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」に相当しますか？
 (4月2日～7月1日までに家計急変が生じた場合は7月1日、7月2日以降に家計急変が生じた場合は、家計急変が生じた日が属する月の翌月1日(家計急変が生じた日が月の初日であるときは、その日)に学校に在籍している生徒の世帯が対象です。)

はい

いいえ

家計急変世帯に該当しません

生活保護(生業扶助)を受給していますか？
 ※専攻科の高校生がいて、令和5年度の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税に相当する場合は、「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

はい

いいえ

支給対象者の高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養されている者がいますか？(中学生及び高校生等は除く)

はい

いいえ

ケース②

【「非課税世帯」で、7月まで(～7月1日)に家計急変が生じた世帯】

①通信制の高校生等及び専攻科の高校生は52,100円(早期給付受給世帯は39,075円)
 ②通信制の高校生等及び専攻科の高校生以外に高校生等がいる場合は、152,000円(早期給付受給世帯は114,000円)が支給されます。

【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じた世帯】

①52,100円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数/12ヶ月
 ②152,000円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数/12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース③

【「非課税世帯」で、7月まで(～7月1日)に家計急変が生じた世帯】

152,000円(早期給付受給世帯は114,000円)が支給されます。

【「非課税世帯」で、7月2日以降に家計急変が生じた世帯】

152,000円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数/12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類3へ

複数の高校生等がありますか？

はい

いいえ

ケース④

【「非課税世帯」で、7月まで(～7月1日)に家計急変が生じた世帯】

①1人目の高校生等は137,600円(早期給付受給世帯は103,200円)
 ②2人目以降の高校生等については152,000円(早期給付受給世帯は114,000円)が支給されます。

【「非課税世帯」で、7月2日以降に家計急変が生じた世帯】

①137,600円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数/12ヶ月
 ②152,000円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数/12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース⑤

【「非課税世帯」で、7月まで(～7月1日)に家計急変が生じた世帯】

137,600円(早期給付受給世帯は103,200円)が支給されます。

【「非課税世帯」で、7月2日以降に家計急変が生じた世帯】

①137,600円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数/12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

提出書類2

- ①【家計急変用】「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
- ②【家計急変用】奨学給付金受給申請書
- ※家計急変該当者であることを証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
- ③口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- ④健康保険証の写し(国民健康保険証を添付する場合は、別途「扶養申立書」を提出)
- ※対象となる高校生等の健康保険証の写しを提出すること。
- ※被保険者等記号・番号等をマスキング(塗りつぶす)こと。
- ⑤在学証明書(7/1以降発行)
- ⑥様式第15号 個人対象要件証明書(専攻科のみ)
- ⑦委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)

提出書類3

- ①【家計急変用】「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
- ②【家計急変用】奨学給付金受給申請書
- ※家計急変該当者であることを証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
- ③口座振替依頼書、預金通帳等の写し
- ④健康保険証の写し(国民健康保険証を添付する場合は、別途「扶養申立書」を提出)
- ※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養している者(対象となる高校生等を含む)の健康保険証の写しを提出すること。(例:生徒本人及び兄弟等)
- ※被保険者等記号・番号等をマスキング(塗りつぶす)こと。
- ⑤在学証明書(7/1以降発行)
- ⑥委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)

家計急変世帯向け奨学給付金の対象ではありません。(通常募集に該当する場合があります)

該当するケースに下記例のようにチェックしてください。

例